

報告第2号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川の堀金中央公園内で発生した園路散策中の負傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月28日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

公園の園路を犬を連れ散策していたところ、親水水路にかかる石橋と園路の境界部分に深さ20cm、幅30cmの穴があり、この穴に左足を踏み外し左足を負傷したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

松本市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、公園管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として6,958円を賠償するものとする。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

松本市沢村2丁目12番46号の長野地方法務局松本支局駐車場における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月26日

安曇野市長 宮澤 宗弘

記

1 事故の概要

平成30年2月15日、松本市沢村2丁目12番46号の長野地方法務局松本支局駐車場において、公用車が駐車場の駐車区画から発進する際、左隣に駐車していた相手車両に接触したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として189,000円を賠償する。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。